

<対策のポイント>

地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となって農地を引き受ける担い手が**経営改善に取り組む場合に必要**な農業用機械・施設の導入を支援します。

<事業目標>

担い手への農地集積率向上（7割〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域農業構造転換支援タイプ

地域計画の早期実現を後押しするため、**地域の中核となって農地を引き受ける担い手の取組に必要な農業用機械・施設の導入、農業用機械のリース導入を支援**します。

【補助率：購入 3/10、リース 定額（上限1,500万円）】

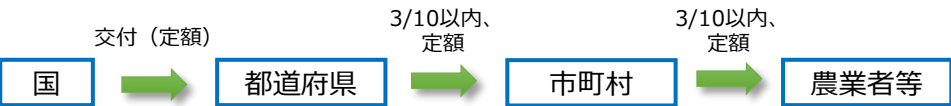
※ リースは導入する農業用機械の取得相当額の3/7を定額で支援

2. 融資主体支援タイプ

地域計画に位置付けられた担い手が、融資を受けて、**経営改善の取組に必要な農業用機械・施設を導入する場合に支援**します。

【補助率：3/10（上限300万円等）】

<事業の流れ>

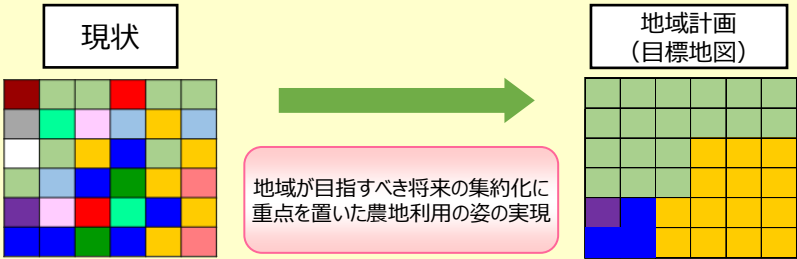


<事業イメージ>

令和6年度末までに地域計画が策定され、
地域の将来を支える担い手や、地域が抱える課題が明確化

<地域農業構造転換支援タイプ>

- ・ 地域計画に基づき、**農地の目標集積率の向上を目指す地域**（6割以上（中山間地域5割以上））において、
- ・ **地域の中核となって農地を引き受ける担い手**（経営面積の3割又は4ha以上の拡大）に対し、
- ・ **農業用機械・施設の導入を支援**



地域農業の維持・発展

（この他、一定の条件を有する地域において、共同利用機械・施設の導入を支援する事業を実施）

【お問い合わせ先】 経営局経営政策課担い手総合対策室（03-6744-2148）